

23 高教政第 1978 号

平成 24 年 3 月 14 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員
の著しい出勤困難」休暇等について（通知）

このたび、「公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）の一部が改正され、平成 24 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

標記の休暇等にかかる取扱いについては下記のとおりです。

つきましては、貴管内の学校に周知し、適切な取扱いをしていただきますようお願いします。

記

1 「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難」 休暇

（1）休暇の内容

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の職員の責によらない原因によって、事実上出勤することが著しく困難であると認められる場合に特別休暇を与えるものであること。

（2）運用上の留意点

ア 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故以外としては次のような場合がある。

（ア）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による交通の制限又は遮断の措置が執られたことにより、出勤が不可能となった場合。ただし、特別休暇として認められるのは、この措置が公的行政機関によって講ぜられた場合に限られ、職員自身の判断等によって出勤しないときは、認められない。

（イ）自家用車による出勤の場合において、信号機の故障等が原因の渋滞や、職員の責に帰さない追突等の事故により、所定の勤務時間開始までに出勤し得なかった場合。ただし、雨天時等の単なる交通渋滞による場合や職員の過失が認められる事故による場合などは認められない。

イ 休暇の期間は、出勤を妨げていた原因が解除又は回復されるまでの期間と、その後出勤に要する時間を加えた時間である。復旧後直ちに出勤したとしても勤務公署到着が勤務時間終了後となる場合は、1 日の特別休暇として差し支えない。ただし、例えば、午後 3 時に復旧し勤務公署到着が 3 時 30 分となる場合は、6 時間の特別休暇が認められるが、残りの勤務時間に年次有給休暇を出し結果として出勤しなかった場合は、当該特別休暇は認められず、1 日の年次有給休暇となる。

2「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体
の危険回避」休暇

(1) 休暇の内容

地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等において、職員が退勤途上における身体
の危険を回避する必要がある場合に、勤務しないことが相当であると認められる場
合に特別休暇を与えるものであること。

(2) その他

当該休暇の対象は交通機関利用者に限らず、退勤途上における身体
の危険を回避する必要があると認められることができる。

3「地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等」休暇

(1) 休暇の内容

地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合及びその他これらに
準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるときに、1週間を超えな
い範囲内でそのつど取得できる休暇とする。

ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、
又は一時的に避難しているとき。

イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足
している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

(2) 運用上の留意点

これらに準ずる場合とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当
の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を
受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。

新 旧 対 照 表

新		旧	
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） （特別休暇） 第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。		公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） （特別休暇） 第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。	
原因	承認を与える期間	原因	承認を与える期間
(1) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難</u>	そのつど必要と認める時間	(1) <u>風水害震火災その他非常災害又は交通機関の事故等による出勤困難</u>	そのつど必要と認める時間
(2) <u>地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の職員の退勤途上における身体の危険回避</u>	そのつど必要と認める時間	(2) <u>風水害震火災その他非常災害時の職員の退勤途上における身体の危険回避</u>	そのつど必要と認める時間
(3) <u>地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等（地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。）ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</u> <u>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそ</u>	1 週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間	(3) <u>風水害震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊</u>	1 週間を超えない範囲内でそのつど必要と認める期間

これらの確保を行うことができな いとき。			
(4)～(7) 略	略	(4)～(7) 略	略
(8) 職員の結婚	そのつど必要と認める日。ただし、 <u>5日</u> を超えることができない。	(8) 職員の結婚	そのつど必要と認める日。ただし、 <u>7日</u> を超えることができない。
(9)・(10) 略	略	(9)・(10) 略	略
(11) 妊婦の通勤緩和（妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。）	略	(11) 妊婦の通勤緩和（妊娠中の女性職員が通勤に交通機関又は交通用具を利用する場合において、その混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。）	略
(12)～(15) 略	略	(12)～(15) 略	略
(16) 看護 ア・イ 略 ウ ア又はイにより一の年につき定められた期間の <u>全て</u> について承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子	略	(16) 看護 ア・イ 略 ウ ア又はイにより一の年につき定められた期間の <u>すべて</u> について承認を受けた後、職員の中学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病等の事由により看護（小学校就学の始期に達するまでの子にあっては、疾病の予防を図るために当該子に予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。）を必要とする場合において、職員以外に看護者がいないと認められるとき（小学校就学の始期に達するまでの子	略

にあつては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。) (17)～(21) 略	子にあつては、当該看護のため職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。) (17)～(21) 略
2 略 3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項、17の項又は19の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数の<u>全て</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>全て</u>を勤務しないときに使用するものとする。 5 略	2 略 3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の9の項、13の項、14の項、16の項、17の項又は19の項の休暇（以下この条において「特定休暇」という。）の承認を与える期間については、当該特定休暇の残日数の<u>すべて</u>を使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数とする。 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>すべて</u>を勤務しないときに使用するものとする。 5 略

新 旧 対 照 表

新	旧
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知） （抜粋） 第7 特別休暇関係 1 地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失又は損壊等 「これらに準ずる場合」とは、例えば、地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。 2～7 略 8 規則第12条第1項の表9の項に規定する妊娠の期間、同表13の項に規定する12の項に規定する承認を与える期間、同表14の項に規定する出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間又は同表16の項、17の項若しくは19の項に規定する一の年の初日から末日までの期間（8において「対象期間」という。）内において、規則第10条第6項各号又は第5の9に規定する場合に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。8において「該当日」という。）における規則第12条第3項に規定する特定休暇（8において「特定休暇」という。）の日数及び時間数とし、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日とし、当該直前の該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれそれのみを、各々の該当日について8の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。 (1)・(2) 略 9 略	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について（通知） （抜粋） 第7 特別休暇関係 1～6 略 7 規則第12条第1項の表9の項に規定する妊娠の期間、同表13の項に規定する12の項に規定する承認を与える期間、同表14の項に規定する出産するため病院に入院する等の日から出産の日以後2週間の期間又は同表16の項、17の項若しくは19の項に規定する一の年の初日から末日までの期間（7において「対象期間」という。）内において、規則第10条第6項各号又は第5の9に規定する場合に該当したときは、当該該当した日（その日が対象期間の初日である場合を除く。7において「該当日」という。）における規則第12条第3項に規定する特定休暇（7において「特定休暇」という。）の日数及び時間数とし、次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数及び時間数とする。この場合において、対象期間内に2以上の該当日があるときは、直前の該当日を対象期間の初日とし、当該直前の該当日における特定休暇の日数及び時間数とそれそれのみを、各々の該当日について7の規定を順次適用した場合に得られる日数及び時間数とする。 (1)・(2) 略 8 略